

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年1月24日

岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県遠野市新穀町6番1号
遠野商工会
会 長 佐々木 弘志

岩手県遠野市中央通り9番1号
遠野市長 多田 一彦

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：鈴木 孝幸、河内 夕希枝、中崎 保晴

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

ア 遠野市の地勢

遠野市が位置する北上山地は、隆起準平原といわれ、宮城、青森、岩手の3県にまたがる紡錘状の高地であり、遠野盆地は、東西、南北ともに約38キロメートル、この山地中最大の広がりをもつ断層盆地である。

薬師岳に源を発する一級河川猿ヶ石川は、早瀬川、小友川、宮守川、達曽部川など大小多くの河川を合流しながら西走し、盆地の中心に市街地が開け、河川沿いに耕地と集落が形成されている。

盆地の周囲は、標高1,917メートルの早池峰山を頂点に、1,000メートル前後の準平原が連なっている。

高原部と平坦部のつなぎをなしている断層面は、概ね30度以上の勾配を有し、山林を形成している。

イ 地質

地質は、一部に石灰岩、蛇紋岩が見られるが花崗岩が相対的に多く、山裾に広がる畑地帯は洪積層、河川流域に広がる水田地帯は沖積層からなっている。

ウ 気候

本市は、県内でも寒冷地帯に属し寒暖の差が激しく、四季の推移が画然とし、厳冬期には零下17度を記録することもある。

降水量は年間を通じて1,100mm程度と少なく、日本の平均降水量(1,700~1,800mm)の7割にも至らない。

積雪は11月中旬には初雪がみられるが、根雪になるのは1月上旬、積雪量は平坦部で15cm程度である。

エ 想定される地域の災害リスク

遠野市の自然条件、社会的条件および災害発生状況から、将来次のような災害が予想される。

(ア) 大雨、台風等による洪水災害

市内の河川(中小河川も含む)の増水、氾濫により、特に市内の低地帯においては、住宅の浸水、更に各地区に農作物の冠水、道水路の損害等の被害が予想される。

中心市街地エリアは、猿ヶ石川、早瀬川、来内川が合流する地域となっており、それぞれの河川沿いに浸水想定区域が設定されている。この浸水想定区域は、岩手県が定めたもので、想定し得る最大規模の大雨(各河川の2日間の流域平均雨量が猿ヶ石川で358ミリ、早瀬川で497ミリ)が降った場合の想定としている。

遠野市の中心市街地である遠野町と大型店が集中して出店している松崎町の2地区で、人口の43.6%、会員の59%を占める地区となっており、そのうち75企業(会員の10.6%)が浸水想定区域内に立地する。

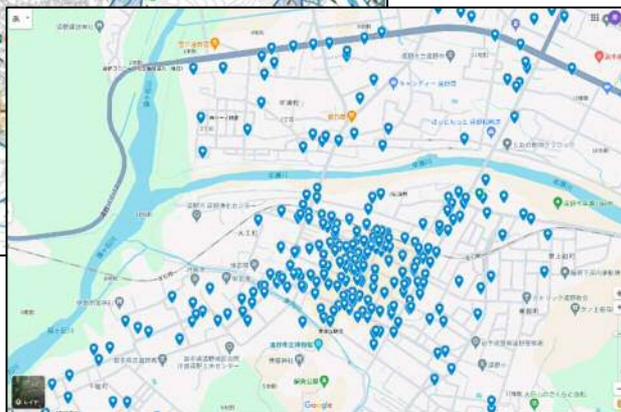
<地域別データ>

	(遠野市統計書 令和3年版)				会員数		浸水想定区域内企業
	世帯数		人口				
遠野町	3,337	31.1%	7,180	27.7%	300	42%	59
松崎町	1,712	16.0%	4,107	15.9%	121	17%	16
土淵町	750	7.0%	2,003	7.7%	28	4%	1
青笹町	864	8.1%	2,367	9.1%	64	9%	7
上郷町	989	9.2%	2,403	9.3%	41	6%	0
附馬牛町	447	4.2%	1,156	4.5%	15	2%	1
綾織町	640	6.0%	1,593	6.2%	29	4%	10
小友町	449	4.2%	1,161	4.5%	26	4%	0
宮守町	775	7.2%	1,957	7.6%	45	6%	0
宮守町達曽部	394	3.7%	1,059	4.1%	18	3%	0
宮守町鱒沢	359	3.4%	910	3.5%	19	3%	5
	10,716	100.0%	25,896		706	100%	99



左図：遠野市土砂・浸水ハザードマップ（遠野町版）

右図：市街地会員分布図（Google マップ）



(イ) 土砂災害

土砂災害警戒区域、山地災害危険地区にあっては、土砂災害により住家、公共施設等への被害が予想される。

盆地周囲の傾斜地に、急傾斜崩壊危険箇所（保全対象人家 375 戸）・土石流危険渓流（保全対象人家 1,496 戸）（遠野市地域防災計画 第 15 節土砂災害予防計画より引用）が設定されている。

市街地の当該危険エリアに所在する事業所は皆無に等しいが、山裾の集落等に立地する事業所にあつては、点在する危険エリア内での所在が見受けられる。

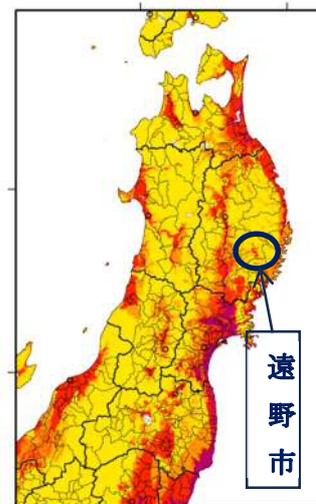
(ウ) 台風等による暴風災害

暴風又は強風による住家の損壊及び農業施設への被害が予想される。

(エ) 地震による災害

北上高地には古い岩石などが広く分布し、比較的安定した地質と言われており、地震ハザードステーション (J-SHIS Map) によると、今後30年で震度6弱以上の地震が発生する確率が26%以下と予想されている。

しかし、震度5強以上の地震が発生すれば、旧耐震基準の老朽家屋や、壁や柱の少ない建物等の損壊、倒壊のリスクがあるうえ、瓦、戸、窓ガラス等の破損、ガスコンロ、電子レンジ等の移動落下、円筒型石油ストーブ、反射型ストーブ等の転倒による火災、交通機関の混乱、電線の切断による停電、水道管の破裂による断水、軟弱な地盤の所での 陥没、地すべり、山地での落石、山崩れ等の被害が予想される。



今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
 図：地震ハザードステーション (J-SHIS Map)

(オ) 大規模な火災による災害

異常乾燥下と強風により、市街地や密集地で発生する火災は、大規模な火災が予想される。

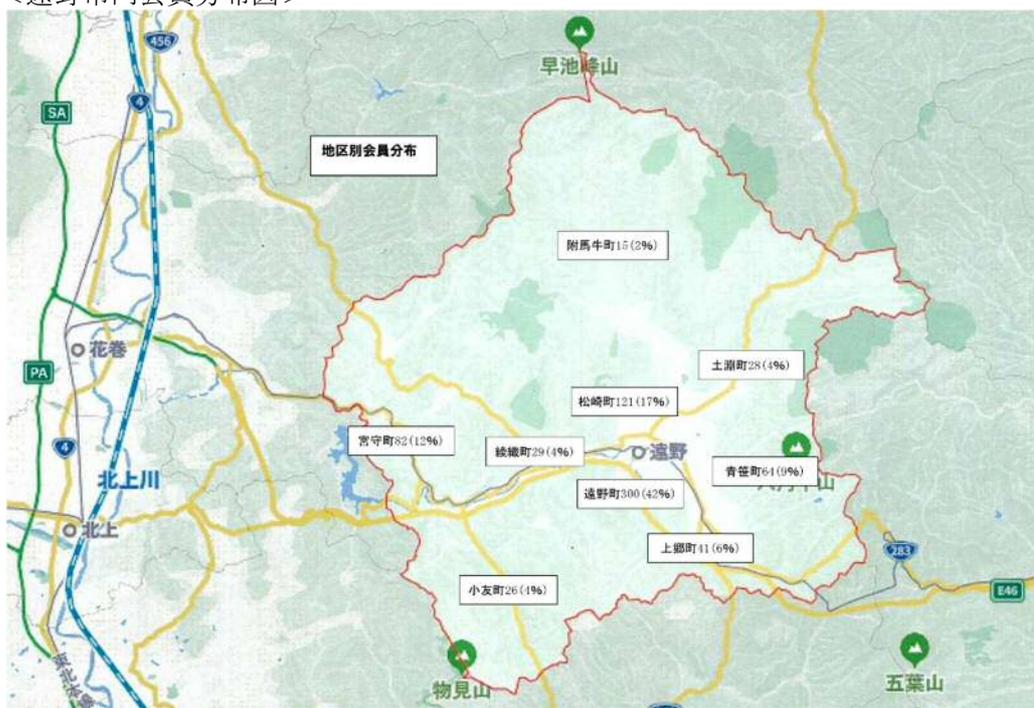
(2) 商工業者の状況

<業種別商工業者数・小規模事業者数>

業 種	平成 28 年 出典：平成 28 年経済センサス			会員数 R5. 4. 1	事業所の立地状況等
	商工業者数 (人)	小規模事業者数 (人)	小規模比率 (%)		
建設業	161	140	87.0	136	域内に広く分散。 旧遠野市内 90%、旧宮守村 10% (旧遠野市内のうち、市街地*40%、 郊外 50%)
製造業	115	90	78.3	95	主に郊外に広く分散。 旧遠野市内 85%、旧宮守村 15% (旧遠野市のうち、市街地 33%、郊外 52%)
卸・小売業	364	273	75.0	170	中心市街地及び国道 283 号沿いに相当数が集中。ほか広く分散。 旧遠野市内 88%、旧宮守村 12% (旧遠野市のうち、市街地 67%、郊外 21%)
サービス業等	553	469	84.8	299	中心市街地及び国道 283 号沿いに相当数が集中。ほか広く分散。 旧遠野市内 89%、旧宮守村 11% (旧遠野市のうち、市街地 71%、郊外 18%)
合 計	1,193	972	81.5	700	

※市街地：中心市街地の遠野町と大型店が集中して出店している松崎町。

<遠野市内会員分布図>



(3) これまでの取組

ア 当市の取組

(7) 地域防災計画策定

遠野市全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、遠野市防災会議において「遠野市地域防災計画」を作成している。

市、岩手県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めたものとなっている。

(4) 遠野市災害ハザードマップ

a 遠野市土砂・浸水ハザードマップ

遠野市の土砂災害や水害の危険性のある区域を示した土砂・浸水ハザードマップを作成し全戸配布した。市民が大雨による土砂災害や水害から命を守るため危険エリアを事前に把握し、災害への備えに役立てるもの。

b 遠野市農業用ため池ハザードマップ

全国では近年、局地的な大雨や巨大地震などにより農業用ため池が決壊し、被害が発生しているため、市内の一定規模以上の農業用ため池が決壊した場合の浸水想定区域を示した農業用ため池ハザードマップを作成し対象地区に配布した。

(7) SNS を利用した防災情報の提供

遠野市の防災行政無線から放送される「お知らせ」や「防災情報」を、市公式LINEや市ホームページで確認できるようにしている。

市内全域に放送する防災行政無線の放送内容をスマートフォン等で確認できる。

(E) 防災・災害情報のメール配信サービス

岩手県が運用している「いわてモバイルメール（携帯メール配信システム）」を利用したもので、遠野市からの防災・災害などの情報を携帯端末向けに配信している。（要登録）

イ 当会の取組

(7) 災害時における会員被災状況の収集

地震や台風、大雨等の自然災害発生の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに遠野市へ報告している。

(4) 事業継続力強化計画に関する国の施策等の周知

国が進める事業継続力強化計画認定制度について、小冊子やリーフレットの配布等を行った。

(ウ) 損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産に対するリスクをはじめ、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及・加入促進を行っている。

(I) 防災訓練の実施

年1回、職員の避難訓練と消防設備の確認を行っている。合わせて、入居する施設の利用者を想定した避難誘導訓練を実施している。

2 課題

当市、当会における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次の通りである。

(1) 事業継続力強化計画の認定が進んでいない

遠野市内の事業所で、事業継続力強化計画の認定を受けている企業が皆無（令和5年12月13日現在）となっている。

当市の地盤は活断層もなく安定した地盤であり比較的揺れにくいとされていることや、降水量も年間1,100mm程度と日本の平均降水量（1,700～1,800mm）の7割弱であることなどから、防災に対する意識の高まりが鈍いと考えられる。

このような環境下であり、商工会の取り組みも本格化していない中で、自力での取り組みに限界がある小規模事業者に対する支援を強化していく必要がある。

(2) 計画策定支援のスキル不足

防災を関連付けた経営計画の策定にあたっては、災害の専門的知識が必要なほか、専門家や損保会社との連携等も必要となるため、支援スタッフの支援スキル習得が課題である。

(3) 応急対策について市と商工会の連携体制が整っていない

市の防災計画の中で、防災上における関係機関の役割が示されているが、発災時から復興支援開始までの連携・協力体制が具体化されていない。

(4) 感染症対策への対応が不十分

感染症が流行することでの事業者への影響や、経営環境の変化に対して迅速に対応すべきことがコロナ禍を経て浮き彫りとなったが、感染症発生前からの地域対策、職場対策の実施や、感染症流行下における、相談体制の確立、迅速な支援策の導入による経済の正常化に向けた取り組み等、予め行動計画を作成する必要がある。

3 目標

遠野市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や、事後の迅速な復旧等の対策について、市と商工会が連携して取り組むこととし、特に市内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取り組みを行う。

(1) 市内小規模事業者への事業継続力強化計画策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者の事業継続力強化計画策定支援を強化する。

(2) 職員のスキルアップと速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

事業継続力強化計画策定における知識を内部セミナーなどによって習得するほか、発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 被害の把握・報告ルートの確立

遠野市地域防災計画の防災関係機関の責務及び業務の大綱により、当会の業務の一つとして「商工関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること」と明記されていることから、災害時における市と商工会の情報伝達の手段及びルートの確立など連絡体制の整備を行う。

(4) 感染症対策の強化

感染症のリスクの認識を高めるとともに、感染症が事業経営に与える影響（売上減少、固定費等負担増等）を軽減するための施策・対策等のアドバイスを行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

遠野市と遠野商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

遠野市地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

市内小規模事業者に対する事業継続力強化計画策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

(ア) ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に遠野市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

(イ) 広報等による啓発活動

商工会報や市広報、ホームページ、Facebook 等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

(ウ) 事業継続力強化計画策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

<商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等>

a 財産のリスク

(a) 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償

(b) 自動車運行に伴う事故の賠償補償

b 休業のリスク

(a) 事業主・従業員の休業所得補償

(b) 災害に伴う営業損失補償

c 経営のリスク

(a) 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え

(b) 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え

(c) 廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立

d 自動車のリスク

自動車運行に伴う事故の賠償補償

e 労災事故のリスク

業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を令和6年3月を目途に作成する。

ウ 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめ事業継続力強化計画策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

エ 事業継続力強化計画策定のフォローアップ

市内小規模事業者の事業継続力強化計画策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また、(仮称)遠野市事業継続力強化支援会議(構成員:遠野市・遠野商工会)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る連絡体系の構築

自然災害が発生したと仮定し、発災時に必要な情報を正確かつ迅速に共有するため、遠野市との情報伝達手段及び伝達ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

(2) 発災後の対策

災害発災時には、人命救助を最優先とし、その上で次の手順により地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

ア 応急対策の実施可否の確認

(7) 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれの「危機管理マニュアル」で定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で当市、当会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

連携して実施する応急対策(非常時優先業務)

(a) 緊急相談窓口の設置・相談業務

(b) 被害調査・経営課題の把握業務

(c) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを当市、当会で整備する。

(4) 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当市、当会それぞれの「危機管理マニュアル等」に従い安否確認を行う。

安否確認の際は、「本人・家族の被災状況」、「近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況」、「出勤できる状態かどうか」などについて、できるだけ情報を集めることとする。

感染症発生時には、職員等関係者とその家族の生命の安全を最優先することとし、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

各組織の安否確認の対象と目標時間

組織名	安否確認の対象と目標時間
遠野市商工労働課	【職員】 発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
遠野商工会	【職員】 発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 【正副会長】 3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】 1日以内に携帯電話にて確認 【会員】 3日以内に会員安否を確認

(4) 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、当市、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

安否確認結果の連絡窓口

組織名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
遠野市商工労働課	課長	副主幹又は主査
遠野商工会	事務局長	上席の経営指導員

イ 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて当市と当会の2者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、2者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

(7) 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務

	が遮断されており、確認ができない。	
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1 % 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1 % 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

(イ) 被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
発生後～1週間	1日に2回（12時、17時）共有する
1週間～1ヵ月	1日に1回（17時）共有する
1ヵ月以降	1週間（金曜日）に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

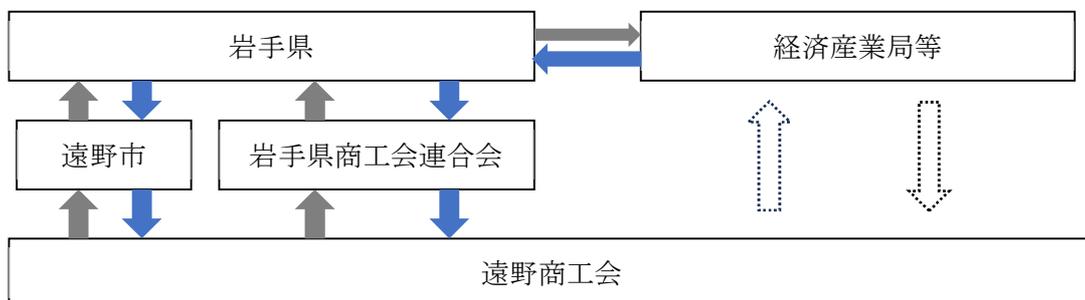
発災時に市内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

ア 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、遠野市地域防災計画及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

連絡体制図



イ 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、(仮称)遠野市事業継続力強化支援会議会長（市商工労働課長）が遠野市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

ウ 被害の確認方法・被害額の算定方法

(7) 被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、2者で共通で用いるものとする。

(4) 被害額の算定の対象

遠野市防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するのは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

a 非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、遠野市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

b 商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

エ 共有した情報の報告方法

当市と当会が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当市より岩手県へ報告する。

なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

(4) 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援

ア 相談窓口の開設

当会は市と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

イ 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により町内小規模事業者等へ周知する。

ウ 感染症対策

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

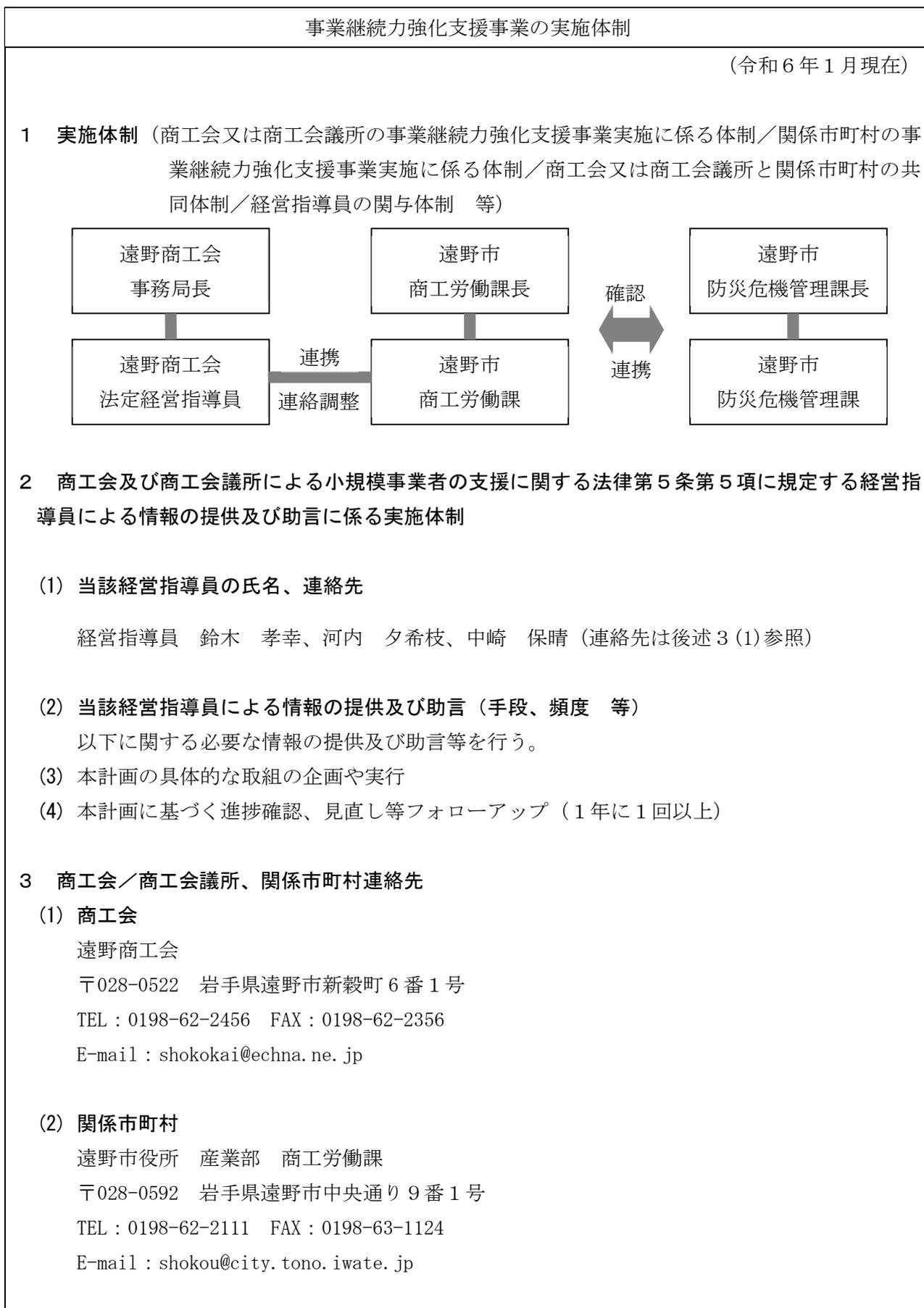
(5) 市内小規模事業者に対する復興支援

岩手県及び遠野市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

区分/年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
専門家派遣費	30	30	30	30	30
セミナー開催日	30	30	30	30	30
パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、遠野市補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携なし
連携して実施する事業の内容
連携なし
連携して事業を実施する者の役割
連携なし
連携体制図等
連携なし